

# 余市町地域連絡員制度の概要



平成27年4月1日

余 市 町  
総務部地域協働推進課

## 地域連絡員制度の趣旨

地域連絡員制度は、住民と行政がともに手を携えて、まちづくりを進めていくための仕組みです。役場職員が、地域(区会)と行政のパイプ役として働きます。

近年、行政に対する住民の要望は多種、多様化しています。また、少子高齢化や環境問題への関心の高まりなどを背景にして、行政の側もそれに対応するシステムが複雑化し、細分化される傾向にあります。

こうした中で、住民と役場職員が日常的に地域の問題や行政の課題について話し合い、情報を共有することにより、協働のまちづくりを進めて行くことを目指して、平成18年9月から地域連絡員制度を実施しています。

## 地域連絡員の位置づけ

地域連絡員は、区会毎に配置され、地域(区会)と行政のパイプ役として、通常の業務に加えた「職務」として地域に出向きます。

また、この職務にあたっては、一定程度の行政経験が必要であるとの判断から、原則として町職員のうち主幹、主任技師以上の管理職が担当します。



## 地域連絡員の役割



地域連絡員は、次の役割を担います。

- 【1】 行政に対する区会の要望や課題を把握し、連絡調整を図ること。
- 【2】 町民周知が必要な行政情報の提供を図ること。
- 【3】 区会の諸活動に積極的に参加し、協働のまちづくりを推進すること。
- 【4】 その他、本制度の目的を達成するために必要な活動

上記活動に当たって、地域連絡員は役場業務等でどうしても参加できない場合を除き、区会からの要請により区会の総会や役員会、各種行事にも参加させていただきます。

また、地域における区会の活動は、それぞれの区会ごとに特色があると考えていますので、地域連絡員の役割や活動の範囲も画一的なものではなく、それぞれの区会活動の内容や実情にあわせた役割を担うこととしています。

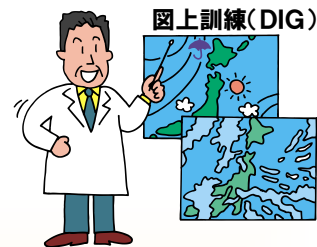
なお、役場職員は、職務として従事することから、次の業務は地域連絡員としては関与できないものとしていますので、ご理解をお願いします。

- ① 個人的な要望や苦情、相談などの処理
- ② 区会活動や行事の庶務業務の代行
- ③ 区会での冠婚葬祭の業務
- ④ その他、地域連絡員制度の趣旨から外れる事項



この地域連絡員制度の創設によって、従来から行われている町政懇談会や担当課での要望等の受理が廃止されるものではありません。各区会からの個別要望や課題等につきましては、今までどおり直接担当課にご連絡いただいても結構です。

(全て地域連絡員を通さなければならないということはありません。)

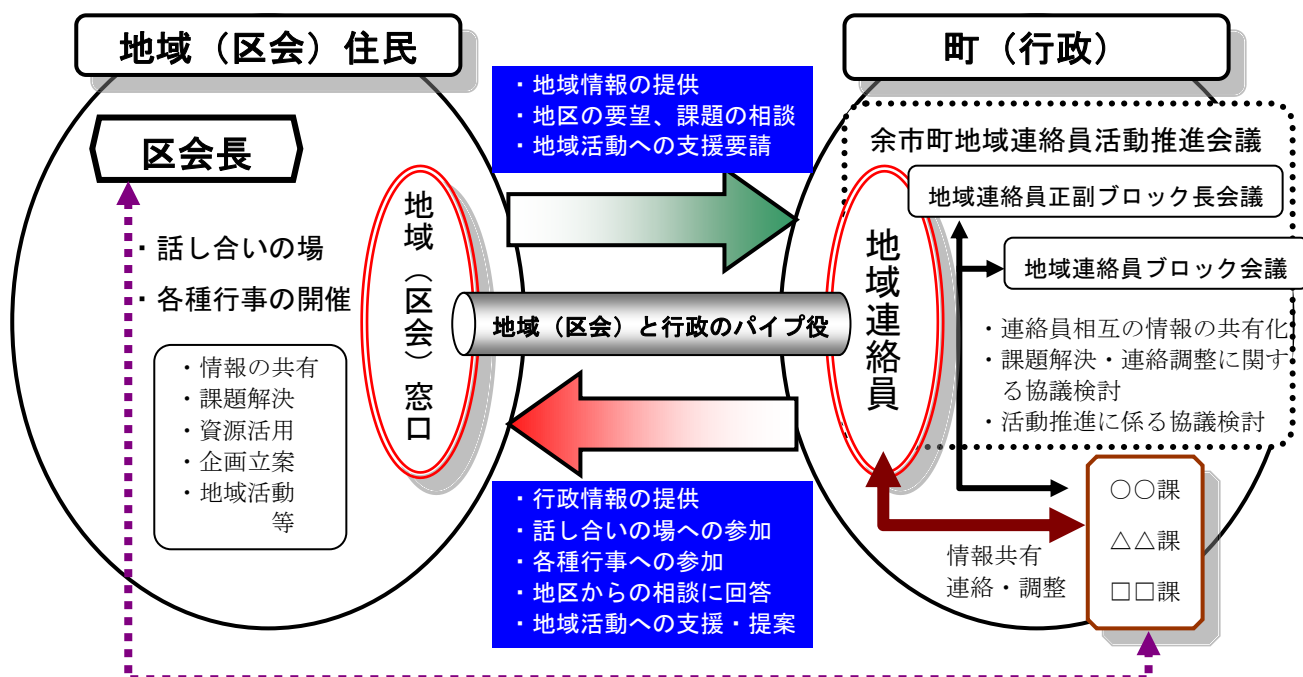


## 地域連絡員の活動

具体的には、次のような活動内容を想定しています。



## 地域連絡員制度のイメージ

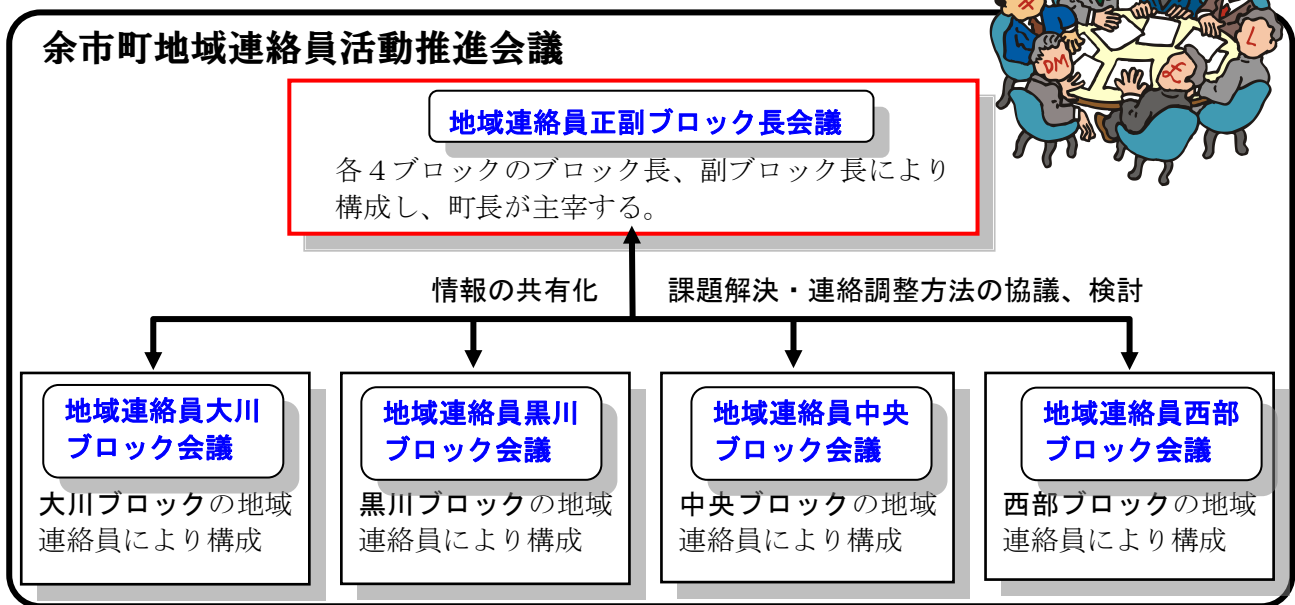


(従来どおり区会長等からの地区要望・課題を直接担当課と相談することも可能です。)

# 余市町地域連絡員活動推進会議について

平成22年度より、地域連絡員間の情報交換等を行う庁内組織として、「余市町地域連絡員活動推進会議」を設置するとともに、町内の4つのブロック(大川、黒川、中央、西部ブロック)ごとに、地域連絡員ブロック会議を設置して、各ブロックに正副ブロック長を各1名配置し、各ブロック長は地域連絡員制度の活動に際し、ブロック間の情報交換や連絡調整、各ブロック内の地域連絡員相互の連絡調整のほか、情報の提供と取りまとめ、進捗管理等を行い、地域連絡員相互の情報の共有化と課題解決や連絡調整の方法等について協議・検討を行うなど、地域連絡員制度の活発な活動を推進することとしています。

【4つのブロックは、区会連合会の4ブロックと同じです。】



## 地域連絡員制度の取り進め方

地域連絡員制度の具体的な進め方は、以下のような手順を基本としています。

(1) 各区会を担当する地域連絡員が、区会長さんのお宅へご挨拶にお伺いして、この制度の趣旨等をご説明させていただきます。

(2) 区会側から、地域連絡員との窓口となる方を選定させていただきます。



- ① 窓口となられる方は、区会長以外の方でも結構です。
- ② 窓口となられる方は、複数名(2~3名)でも結構です。



(3) 区会側の窓口となる方と地域連絡員の間で、今後の連絡方法を確認するとともに、今後どのような活動を創り上げていくか協議、意見交換をさせていただきます。

《職場、自宅の電話番号又は携帯電話番号等》



(4) 協議に基づき、活動を開始します。

## 地域連絡員Q & A

Q

今後、行政に対する要望や相談は、全て地域連絡員を通して行うの？

A

行政への要望や相談のルートが確立されている区会については、地域連絡員は、これまでの実績等に配慮しながら、補完的なパイプ役を担います。必ず地域連絡員を通さなければならないということではありません。

要望や相談等を行政のどの関係部署に話してよいか分からない場合や、要望や相談内容によって複数の関係部署に関わる場合など、地域連絡員がお話しを受けて関係部署への取り次ぎや関係部所間の調整を行います。



Q

地域連絡員が、地域の課題を全て解決してくれるの？

A



地域連絡員は、あくまでも地域（区会）と行政のパイプ役を担います。要望や相談があったときには、役場業務で自分が所管する事項であれば回答する場合がありますが、その場で即答できない場合には、一旦相談内容等を持ち帰って関係部署へ取り次ぎ調整を行ったうえで回答します。

Q

地域連絡員は、地域（区会）のどのようなことに関わってくれるの？

A

地域連絡員が関わる案件としては、総会や役員会、レクリエーション環境美化活動等の行事への参加のほか、地域（区会）において課題が出てきた場合の打ち合わせなどが想定されます。



Q

地域連絡員は、地域（区会）から要請があった場合、どんなことでも手伝うの？

A

地域連絡員は、職務として地域（区会）に関わりますので、町内会の日常的な事務等、例えば、総会資料の作成や印刷、冠婚葬祭の手伝い等には関与できないものとしておりますので、ご理解願います。

Q

地域連絡員は、個人的な要請にも応じるの？

A

地域連絡員は、地域（区会）からの要請を受けることを基本としております。個人的な要請はお受けできませんので、区会長や区会役員の方と調整するようお願いいたします。

**Q**

地域連絡員は、地域（区会）内の全ての住民からの電話連絡等に応じるの？

**A**

地域連絡員は、事前に区会と協議のうえ定めている、区会側の窓口となる方からの連絡等により要請を受けることを基本としていますので、区会内で区会長や役員の方と調整をしたうえで、区会側の窓口となる方から地域連絡員に連絡いただくようお願いします。

**Q**

地域連絡員は毎年変わるの？

**A**

地域連絡員の役割を考えますと、ある程度の年数が必要と考えていますので、基本的には複数年同じ地域連絡員が同じ区会にお伺いします。ただし人事異動や退職などでお伺いできなくなった場合は、新しい地域連絡員が配置されることになります。

その際は、事前にご連絡するとともに、新しく配置された地域連絡員が改めて区会長や区会側の窓口となる方に、ご挨拶にお伺いします。

**Q**

区会側の窓口となる方が、役員の改選等により変更となった場合はどうするの？

**A**

地域連絡員の配置に際し、区会側の窓口となる方と地域連絡員との間で、今後の連絡方法を確認するとともに、今後どのような活動を創り上げていくか協議を行っています。

区会側の窓口となる方に変更があった場合は、変更後の区会側の窓口となる方を担当の地域連絡員にお知らせください。地域連絡員が新たな区会側の窓口となる方にご挨拶にお伺いし、改めて今後の連絡方法を確認するとともに、今後どのような活動を創り上げていくか等について協議を行わせていただきます。

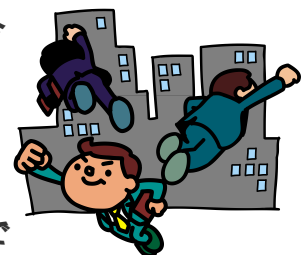
**Q**

地域連絡員は、いつでも区会の会議や行事に来てもらえるの？

**A**

出張や業務が多忙な場合には、速やかな対応や参加が難しい場合もありますので、区会側の窓口となる方と調整を行いながら、対応していきたいと考えています。

また、区会の会議や行事については、夜間や休日に行われることが多いと思いますが、出張や業務が多忙な場合などで、どうしても参加できない場合を除いて、日程や時間調整のうえできる限り参加いたします。





地域連絡員に相談したり、総会や役員会、各種行事への参加を要請するときは、どうしたらよいの？



地域連絡員は、事前に区会側の窓口となる方と連絡方法等について打ち合わせを行っていますので、区会内で区会長や役員の方と調整をしていただき、区会側の窓口となる方から、地域連絡員に連絡いただくようお願いします。



地域連絡員に必ず総会や役員会へ出席してもらわなければならないの？  
また、区会では、本年度は特に大きな行事は計画していないが、必ず行事を計画しなければならないの？



地域における活動は、それぞれの区会ごとに特色があると考えています。  
地域連絡員の役割や活動の範囲も画一的なものではなく、それぞれの区会活動の内容や実情にあわせた役割を担うこととしています。

総会や役員会に必ず地域連絡員の出席を要請しなければならないものでもありませんし、必ず区会の行事を計画しなければならないものでもありません。

また、研修会や勉強会、防災訓練等を区会の活動として実施したいなど、ご相談がある場合には是非地域連絡員にご連絡ください。



地域連絡員制度に関する担当課はどこですか？



地域連絡員制度に関わる庶務は、役場総務部地域協働推進課となっています。この制度を活用していただき、またこの制度を機会に役場職員の顔も覚えてもらいたいと思っていますので、地域(区会)の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

### 地域連絡員制度に関するお問い合わせ先

地域連絡員制度について、ご不明の点やご要望がある場合には、下記までお気軽にご連絡ください。

〒 046-8546

余市郡余市町朝日町26番地

余市町役場 総務部 地域協働推進課 広報広聴グループ

電話 0135-21-2142

FAX 0135-21-2144

e-mail [kouhou@town.yoichi.hokkaido.jp](mailto:kouhou@town.yoichi.hokkaido.jp)

地域(区会)と行政のパイプ役



余市町地域連絡員制度